

特定法人による農地取得事業

根拠法 ▶ 構造改革特別区域法 第24条

これまで

- 農地等について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。（農地法第3条第1項）
- 法人による農地等の所有権の取得については、農地所有適格法人に限り認められている。（農地法第2条第3項、第3条第2項第2号）

関係法令：農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、同条第2項

取り巻く環境の変化

農業の新たな担い手の確保、遊休農地の発生防止・解消、農地の効率的な利用、6次産業化の促進などの課題に引き続き取り組んでいく必要がある。

構造改革特区の活用

農地所有適格法人以外の法人も農地等の所有権を取得することを可能とする。
（要件を満たす場合は、農業委員会は農地法第3条第1項の許可をすることができる。）

主な要件

- ① 法人の要件
 - ・ 農地等を適正に利用していないと地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
 - ・ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ・ 業務執行役員等のうち1人以上が耕作等に常時従事すると認められること。
- ② 地域の要件
 - ・ その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。
 - ・ 従前の措置のみによっては、その区域内において耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和8年3月末現在）

活用自治体

養父市

実際の取組事例

養父市

養父市法人農地取得特区（令和5年12月認定）

農業従事者の平均年齢は全国平均と比較しても高く、かつ農業後継者の不足は明らかな状況である。また、遊休農地も毎年増加していることから、今後も、土地所有者側の世代交代や現在の担い手の離農などの理由等から遊休農地は多くなると推察され、従前の制度では守れない農地の面積が著しく増加するおそれがある。このため、本特例措置を活用することで、企業の農業参入を図り、多様な担い手の確保や地域と連携した農地の流動化の促進により、耕作放棄地の解消等が期待される。